

三月十九日 労働者の命を守る地域活動を

札幌地区ユニオン第13回定期総会開催  
争議の5組合・6個人加盟組合員の支援強化決議



命を守る地域活動について説明する山本会長代行

札幌地区ユニオンは19日(土)札幌すみれホテルで第13回定期総会を開催しました。冒頭、今回の東日本大震災の被災地域及び被害者の方々へ黙祷をささげ、挨拶に立った山本会長代行は一刻も早い復興実現のため自分たちのできることをしようとしました。経過報告では昨年11組合が新規加盟となったことが説明され、一年間札幌地区ユニオンを意識した行動を各組合員が実践した成果であるとしました。ただ、昨年の新規結成組合・加入者も含め労働委員会・裁判等の争議が増えていることも報告されました。方針の中ではこれら5組合・6個人加盟組合員の支援強化も含め、地域で労働者の命を守る活動をすることを決議しました。

高津委員長の解雇に合理的理由無し

労働審判に続き札幌地裁でも雇用契約上の権利を有する地位にあるとの判決

3月17日札幌地裁において桜間工業労働組合の高津明執行委員長の解雇無効を求める裁判の判決が言い渡されました。判決では、会社の解雇には合理的理由はないとし、雇用契約上の権利を有すること判決確定までの賃金の支払いを会社に命じました。この裁判で会社は、高津委員長はICレコーダーで会話を記録した上で、会社が解雇発言するよう誘導したとし、本件解雇は就業規則の「会社のやむを得ない理由による解雇」に該当すると主張しましたが、該当しないとされました。労働審判に続き2度目の勝利判決です。

判決主文(抜粋)

- 1 原告が被告に対して雇用契約上の権利を有する地位にあることを確認する。
- 2 被告は、原告に対して次の内容を支払え。
  - (1) 金13万9525円及びこれに対する平成22年5月16日から支払済みまで年6分の割合による金員
  - (2) 平成22年6月から本件判決が確定する日まで、毎月15日限り、金30万円及びこれらに対する各支払日の翌日から各支払済みまでそれぞれ年6分の金員
- 3 訴訟費用は被告の負担とする。
- 4 第2項に限り、仮執行ができる。